

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和6年第2回定例会

1 案件名

議案第51号 佐野市税条例の改正について

2 概要

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る個人市民税の雑損控除の特例を設ける。

本来、令和6年中に災害により損失が生じた場合は、申告により令和7年度個人市民税（令和6年分所得）から雑損控除を行うが、能登半島地震の発災日（令和6年1月1日）と今後課税を行う令和6年度個人市民税（令和5年分所得）の賦課期日が近接していることを総合的に勘案し、令和6年度個人市民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることのできる特例を設ける。

3 理由、趣旨、目的、内容等

（1）地方税法等の改正に伴う令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例の創設（附則第5条の2）

令和6年能登半島地震による災害により損失が生じた場合、令和6年度の個人市民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることのできる特例を設ける。

（2）地方税法改正に伴う規定の整備（附則第6条）

地方税法の改正に伴い生じた引用条項のずれを修正する。

4 その他の事項

施行日 公布の日